

空き家対策総合実施計画について

【令和3年度概算要望事業（時期、数量等は未定）】

1. 事業概要

管理不全により倒壊のおそれがある危険な空家等については、除却に係る費用を支援するとともに、必要に応じて代執行により除却を行う。また、利活用可能な状態の空家等については、地域活性化に資する施設として活用することで、コミュニティの活性化と住環境等の改善を図る。

2. 事業主体 四国中央市

3. 事業期間 令和3年～令和7年

4. 事業内容

	全体 (R3～R7)	R3
不良住宅の除却補助事業		
自主的対応が困難なもの		
空き家住宅又は空き建築物の活用事業		
実態把握		

5. 事業効果

倒壊の危険性のある空き家が減少することで、住環境が改善されるとともに、防災力が向上する。また、利用されていない空き家が地域活性化のために活用されることで、新たな地域の賑わいの創出等につながる。

■活用（空き家対策基本事業）

・四国ツーリズム創造機構が策定する「四国観光交流戦略」を踏まえ、空き家住宅又は空き建築物を活用して、サイクリング又は遍路を支援する施設を整備する。

■除却（空き家対策基本事業）

・四国中央都市計画区域又は愛媛県地域防災計画に示される一時緊急輸送道路若しくは四国中央市地域防計画に示される避難路の路側から概ね100mの範囲の区域を対象として、所有者による不良住宅の除却を補助する。

・空家法第14条第3項に基づく命令に応じず、地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険が切迫しており、そのまま放置できない場合に、同法第9項に基づき行政代執行を実施する場合に備える。

■実態把握（空き家対策基本事業）

・空家等対策計画の見直しに向けた実態把握を行う。